

# 帝塚山学院大学における研究費の不正使用防止等に関する規程

## (目的)

第一条 この規程は、帝塚山学院大学（以下「本学」という）における研究費の不正使用の防止および不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定め、これをもって研究費の適正かつ有効な活用を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この規程において「教職員等」とは、本学において研究活動を行う教職員及び本学の施設又は設備若しくは研究費を利用して研究活動を行うすべての者（学生及び研究生、その他本学において修学する者を含む）をいう。

- 2 この規程において「不正使用」とは、本学教職員等又は教職員などであった者が本学在職中または在学中に、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき研究費を支出すること、その他法令等に違反して研究費を支出することをいう。

## (最高管理責任者)

第三条 学長は、本学における研究活動および研究資金などの運営・管理に関する最高管理責任者として、不正防止対策の基本方針を策定し、研究活動の健全な発展を促すとともに、研究費の運営および管理について最終責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正使用の発生を抑止する環境および体制の構築を図り、研究費の適正な運営および管理を維持するため必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は前項の責務を遂行するに当たり、次条に定める統括管理責任者に対し必要な指示を行うものとする。

## (統括管理責任者)

第四条 本学に、研究活動及び研究資金等の運営・管理に関し、大学全体を統括する者として、統括管理責任者をおく。

- 2 統括管理責任者は、学長が指名する各学部長、研究科長、各センター長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、本学の教職員等に対し研究費の運営および管理に関し必要な指導等を行うものとする。また、実施状況を確認するとともに最高管理責任者へ報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第五条 研究活動及び研究費などの運営、管理について実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス責任者をおく。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、大学事務局長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、教職員等に対し、研究費の不正使用等の防止及び研究者倫理の向上に努めるため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、実施状況を確認するとともに統括管理責任者へ報告する。
- 4 教職員等が、適切に研究費の管理・執行を行なっているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(教職員等の責務)

第六条 教職員等は「帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針」に則り、倫理観の滋養および保持に努めるとともに、不正使用を行ってはならない。

- 2 教職員等は、コンプライアンス推進責任者の指導等に従い、この規程を遵守しなければならない。

(不正防止計画の策定と実施)

第七条 最高管理責任者は、本学の研究費を適正に運営および管理し、不正使用を発生させる要因に対応するため、最高管理責任者のもとに「研究費等不正使用防止委員会」(以下、不正使用防止委員会という)をおく。

- 2 不正使用防止委員会は、不正使用を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自らの不正使用防止計画の進捗管理に努める。

(不正使用防止委員会)

第八条 不正使用防止委員会は、最高管理責任者である学長および副学長、研究科長、各学部長、大学事務局長、大学各総務課長、最高管理責任者が指名する本学専任の教職員若干名をもって構成する。

(相談受付窓口の設置)

第九条 本学における研究費に係る事務処理手続きおよび使用等に関するルール等について学内外からの相談を受け付け、明確かつ統一的な運用を図るため、研究費に係わる相談受付窓口(以下、「相談受付窓口」という)をおく。

- 2 相談受付窓口は、次の各号にあげる課とする。
  - (1) 研究費に係わる申請および受け入れ等の事務処理手続きについては、

大学各部総務課が行う。

(2) 研究費の使用に関するルール等については、大学各部総務課が行う。

#### (通報窓口の設置)

第一〇条 本学における研究費の不正使用に係わる通報、情報提供等(以下「通報等」という)の対応を適切に行うため、研究費の不正使用に係わる通報窓口(以下「通報窓口」という)をおく。

2 通報窓口は、本部経理給与課とする。

#### (不正使用に係わる通報)

第一一条 本学において、研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も通報窓口を通じて通報等を行うことができる。

2 通報等の方法は、通報窓口に対する文書、電子メール、電話、面談等によるものとする。

3 通報等は、当該通報等を行う者(以下「通報者」という)の氏名を明らかにした上で、不正使用を行ったとする者(以下「被通報者」という)、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的な理由が示されていないと認められない。

4 匿名によるなど、前項の定めを満たさない通報等については、当該内容に応じて統括管理責任者の判断により、通報等を受理した場合に準じて取り扱うことができる。

5 通報等の方法が、郵送、電子メール等、通報者等が受付されたか否かを知り得ない方法で行われた場合は、通報者(匿名による者を除く。以下同じ)に受け付けたことを通知するものとする。

6 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他不正を目的とした通報等(以下「悪意に基づく通報等」という)を行ってはならない。

#### (通報窓口の責任)

第十二条 通報窓口は、前条に規定する通報等を受けたときは、統括管理責任者へ報告するものとする。

2 通報窓口は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報者の同意を得た場合は、この限りではない。

#### (通報等の受理等)

第一三条 統括管理責任者は、前条第1項の報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 統括管理責任者は、当該通報等を受理しないこととした場合は、その旨を理由に付して通報者に通知するものとする。

(職権による調査)

第一四条 最高管理責任者は、相当の信頼のある情報に基づき不正使用があると疑われる場合は、当該事案に係る調査の開始を統括管理責任者に命ずることができる。

- 1 最高管理責任者は、告発等から30日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 2 最高管理責任者は、必要に応じて告発された研究に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査)

第一五条 統括管理責任者は、第13条第1項により通報等を受理した場合又は前条により調査を命じられた場合は、調査委員会を設置し、速やかに調査を実施するとともに、通報者及び被通報者に調査の開始を通知するものとする。また、当該事案に係る配分機関にも報告する。その際、調査方針、調査対象および方法等について報告、協議しなければならない。

(調査委員会)

第一六条 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。ただし、調査委員は、通報者及び被通報者と特別な利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 統括管理責任者
  - (2) 最高管理責任者が指名する理事又は副学長
  - (3) 本部事務局長
  - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者(当該機関に属さない第三者等)
- 2 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者が前項ただし書きに該当する場合は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。
  - 3 調査委員会は、調査の実施に当たっては、通報等に係る書面等の審査並びに通報者、非通報者及び関係者からの事情聴取その他の必要な方法により、不正使用の有無及び内容について調査する。
  - 4 調査委員会は、調査を行う通報等に関する全ての処理の終了をもって解散する。

#### (認定)

第一七条 調査委員会は、原則として告発等の受付から 30 日以内に不正使用の有無及び内容について審査し、認定を行う。ただし、30 日以内に認定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定予定日を最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。また、認定については、次に掲げる事項について認定するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属、氏名
- (2) 不正使用の内容、その金額
- (3) 不正使用に関与した者の関与の程度

- 2 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通して通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を行うものとする。
- 3 調査委員会は、認定に当たっては、被通報者（被通報者以外で不正使用に関与したとされた者を含む。以下「被通報者等」という）又は前項の通報者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第 1 項及び第 2 項の認定の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

#### (調査結果の通知)

第一八条 最高管理責任者は、前条による調査結果を速やかに通報者及び被通報者等に通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定された場合であって、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても調査結果を通知するものとする。その場合、告発等の受付から 210 日以内に不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告書を提出する。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し報告する。
- 3 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。また、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

#### (調査結果の公表)

第一九条 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定されたときは、当該不正使用の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に係る措置)

第二〇条 最高管理責任者は、第17条第4項の認定の報告を受けたときは、当該報告における内容の重要性の程度に応じて、当該通報等の事実に係る不正使用を停止し、又は適法な状態に回復するため必要な措置をとるとともに、再発防止等のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、不正使用が明らかになった被通報者等及び悪意に基づく通報等と認定された通報者のうち、本学の教職員等（学生及び研究生、その他本学において修学する者を含む）については、帝塚山学院就業規則、帝塚山学院大学学則及び帝塚山学院大学大学院学則に基づく懲戒処分その他必要な措置を講じるものとする。

(通報者の保護)

第二一条 通報者は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、当該通報等を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

- 2 通報者は、通報等を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口を通じ最高管理責任者に申し立てることができる。

(フォローアップ)

第二二条 最高管理責任者は、通報者が前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報等に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者等の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他被通報者等の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二三条 通報窓口その他通報等に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他の経費に係る通報等の取扱い)

第二四条 研究費以外の経費に係る通報等については、本規定に準じて対応するものとする。

(雑則)

第二五条 この規定に定めるもののほか、研究費の運営及び管理に関し必要な事項は、別に

定める。

#### 附則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

この規定は、平成28年1月1日から施行する

この規程の改廃は、理事会常務委員会が行う。